

令和4年 第5回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和4年5月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 3時15分 会長代理
5. 議長 会長 根岸 茂登雄
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉 1	井上 彰	出席
2	塚田 あつ子	〃	〃 2	井上 進	〃
3	深田 敏男	〃	〃 3	岡部 順一	〃
4	長谷川 雄二	〃	〃 4	萩原 良三	〃
5	飯野 泰司	〃	松久 1	小暮 義昭	〃
6	中沢 秀樹	〃	〃 2	田端 益隆	〃
7	中島 勝	〃	〃 3	徳世 久美子	〃
8	坂本 典穂	〃	〃 4	播摩 卓也	〃
9	中沢 健太郎	〃	大沢 1	阿武 富士子	〃
10	根岸 茂登雄	〃	〃 2	栗原 裕	〃
11	中嶋 敬子	〃	〃 3	根岸 上	〃

農業委員会委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名
 農地利用最適化推進委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 堀内 匠 上田 禎礎
9. 会議進行状況

議長 皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員11人、農地利用最適化推進委員11人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第5回会議を開きます。

会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に9番委員並びに11番委員を指名いたします。

会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請案件について議題といたします。3条の番号1について、事務局より説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>3 ページ番号 1 をご覧ください。受人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△△番地△ 地目 田 面積 902㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 12,404㎡ 借受地 168,143㎡ 貸付地 0㎡ 取得状況 平成25年6月4日 相続 不耕作 無 家族数4 従農数4 経態 専業 位置 農用地区域 自宅から1.5km 取得前 田 取得後 田</p> <p>農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。</p> <p>4 ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。</p> <p>申請地は、大字〇〇字〇〇地内の農地で、現在は保全管理されております。受人の年齢は現在70歳で農業を行っており、主に米、麦、露地野菜を生産されております。</p> <p>受人の農業常時日数は250日で常時従事しているとのことです。また妻、子2人、計4人で農業を行っております。</p> <p>申請に至った経緯ですが、渡人は耕作しないため農地を売却したい、受人は申請地を取得し、経営規模を拡大したいとのことです。</p> <p>許可後、申請地では、米、麦を行う予定とのことです。</p> <p>以上、3条の番号1の案件になります。ご審議をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>3条の番号1を審議いたします。この地区は私の担当地区ですので補足説明をします。</p> <p>先日現地を確認いたしました。特に問題ないと思いますので、ご審議をよろしくお願ひします。</p> <p>次に、推進委員松久3番より意見がありましたらお願いします。</p>
<p>推進委員 松久3番</p> <p>議長</p>	<p>現地を確認しました。特に問題ないと思います。ご審議をよろしくお願ひします。</p> <p>次に、その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手を求めます。意見がないよ</p>

	<p>うですから、次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。6番委員</p> <p>6番委員 参考に売買金額を教えてください。</p> <p>議長 事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 一反あたり〇〇〇〇〇〇円とのことです。</p> <p>議長 他に農業委員の方で質問がありましたら挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。3条の番号1について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>続きまして、3条の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 3ページ番号2をご覧ください。受人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△△番地 地目 畑 面積 1,516㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 11,790㎡ 借受地 2,789㎡ 貸付地 1,227㎡ 取得状況 平成22年1月17日 相続 不耕作 無 家族数4 従農数2 経態 専業 位置 農用地区域 自宅から0.5km 取得前 畑 取得後 畑</p> <p>農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。</p>
--	---

	<p>5ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。</p> <p>申請地は、大字〇〇字〇〇地内の農地で、現在は保全管理されております。</p> <p>受人の年齢は現在66歳で農業を行っており、主に花卉を生産されております。</p> <p>受人の農業常時日数は300日で常時従事しているとのことでございます。また妻と2人で農業を行っております。</p> <p>申請に至った経緯ですが、渡し人は相続で譲り受けたが高齢になり耕作できないため、受人は申請地を取得し、生産性の効率化を図りたいとのことです。</p> <p>申請地では、花卉栽培を行うとのことでございます。</p> <p>以上3条の番号2の案件になります。ご審議をお願いします。</p>
議 長	3条の番号2を審議いたします。農業委員7番より補足説明をお願いします。
7番委員	<p>現地を確認しました。申請地の西側のビニールハウスは受人のものでございます。受人は長年の間、花卉栽培を行っており、規模拡大とのことです。特に問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	次に、推進委員大沢1番より意見がありましたらお願いします。
推進委員 大沢1番	現地を確認しました。特に問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いします。
議 長	<p>次に、その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手を求めます。意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方で質問がありましたら挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。3条の番号2について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p>

	<p>賛成全員につき、許可と決定します。</p>
<p>事務局長</p>	<p>3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p> <p>農地法第3条の番号1、番号2の案件につきましては許可と議決されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>第2号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について議題といたします。5条計画変更の番号1について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>7ページをご覧ください。農地転用許可後の計画変更申請についてです。過去に農地転用の許可をとり、何らかの理由により申請どおり事業が進まないため、計画の変更を承認いただくものです。</p> <p>番号1 受人 大字〇〇△△△△番地△ 株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇 渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇〇字〇〇〇△△△番△ 地目 畑 面積1筆290㎡ 権利区分 賃貸借権 許可日から令和4年6月30日まで→令和5年3月30日まで 転用目的 一時転用 資材置場 申請理由 工事中に山側斜面が崩れ、工事発注者である埼玉県と対応を協議中である。このため、予定していた工事が転用許可期限である6月30日までに終わる見込みはなく、工事完了時期も見込めないことから、考え得る最大契約期限まで一時転用期間を延長したい。</p> <p>次ページをご覧ください。場所は大字〇〇〇字〇〇〇〇地内の農地です。</p> <p>次ページをご覧ください。公図の写しと配置になります。</p> <p>こちらは令和3年10月の農業委員会総会にて審議いただき、11月14日付けで埼玉県発注の道路工事の資材置場として令和4年6月30日まで一時転用許可となった案件になります。計画の変更内容は一時転用期間の延長のみとなります。</p> <p>申請理由にもございますが、本庄農林を通じて工事発注者である本庄県土整備事務所へ確認いただきました。</p> <p>発注者である埼玉県は現在対策を検討中とのことで、工事期間として最大限見込まれる年度末まで確保したいとのことです。</p> <p>7ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p> <p>農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の番号1について審議いたしま</p>
<p>議 長</p>	

	す。農業委員 6 番より補足説明をお願いします。
6 番委員	特に問題はないと思われます。ご審議お願いいたします。
議 長	次に、推進委員大沢 2 番より意見がありましたらお願いします。
推進委員 大沢 2 番	申請書は、元請けの事業主から提出した方がいいのではないのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	農地転用の申請は、元請けからでも、下請けからでも問題ありません。申請は、下請けの受人が農地を一時的な資材置き場として利用したいとのことでございます。
議 長	その他の推進委員より意見がありましたら挙手を求めます。松久 1 番。
推進委員 松久 1 番	農業委員、推進委員は、提出された申請に対して、許可するかしないかを判断するのであって、誰が申請した方がいいとかそういったことを審議するのは違うと私は思います。
議 長	その他の推進委員より意見がありましたら挙手を求めます。大沢 2 番。
推進委員 大沢 2 番	私は、今回斜面が崩れた理由が、自然に起きたことなのか、工事者の施行上の理由で起きたことなのか、細かいところまで把握した方が、農業委員会の仕事としてよいのではないかと思います。
議 長	その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手を求めます。松久 1 番。
推進委員	工事のどこに問題があって斜面が崩れたのか、どこに原因あるのかを調べるのは、

松久 1 番	農業委員会が行うことではないと思います。
議 長	<p>次に、その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手を求めます。意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。7番委員。</p>
7 番委員	土砂崩れが起きたのが申請地の農地であれば、農業委員会で状況を把握するのは必要だと思いますが、今回の場合は、申請地とは別の山側の事で、今回の申請は農地の一時転用の期間の延長ということなので、そこまで深く追求する必要はないのではないかと思います。
議 長	<p>他に農業委員の方で質問はありましたら挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の計画変更番号1について、承認相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、承認相当と決定します。</p> <p>5条の計画変更の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
事務局長	農地法第5条の計画変更の案件につきましては承認相当と議決されました。
議 長	第3号議案 農地法第5条を議題といたします。5条の番号1について、事務局より説明をお願いします。
事務局	11ページをご覧ください。番号1 受人 大字〇〇〇△△△番地△ 〇〇〇

	<p>○△△△ ○○○ ○○ 渡人 ○○○○○区○○○△丁目△△番△△号 ○○○ ○ 土地の所在 大字○○○字○○ △△△番△、△ 畑 2筆 291㎡ 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 職業 会社員 新設 1棟 60.86㎡ 2階建て 取得状況 平成20年10月15日 相続 仮登記 抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続です。 12ページをご覧ください。場所は大字○○○字△△地内の農地になります。 次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 受人は町内の借家に婚約者と同居しており、勤め先である○○へ新幹線で通勤しているとのことです。住宅建設にあたり、○○○○○駅の近くで土地を探していたところ、申請地を譲っていただけることとなり自己用住宅の建設計画を立てたとのことです。道路接続については、申請地東に5mの町道があり、上下水道を接続するとのことです。 建物は新築1棟2階建てで建築面積は60.86㎡の予定です。 11ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	5条の番号1を審議いたします。1番委員より補足説明をお願いします。
1番委員	16日に連絡あり、22日に現地確認しました。渡人は、90代の1人暮らしの方で、高齢のため農地の管理が、難しいとのことです。特に問題はないと思われま す。ご審議をお願いいたします。
議 長	次に、推進委員東兎玉2番より、意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 東兎玉2番	先日現地確認しました。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願 いいたします。
議 長	次に、その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手を求めます。意見がないよ うですから、次に移ります。
	次に農業委員の方で質問がありましたら挙手を求めます。質問がないようです から、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農 業委員の方の挙手を求めます。

	<p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>続きまして、5条の番号2について事務局より説明をお願いします</p> <p>事務局 番号2 受人 大字〇〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇〇字〇〇 △△△番△ 畑 1筆 377㎡ 自己用住宅 権利内容 使用貸借権 許可日から30年間 申請内容 職業 会社員 新設 1棟 108.48㎡ 1階建て 取得状況 平成22年10月13日 相続 仮登記 抵当権 無 位置 第2種 農地 農用地区域外 宅地に接続</p> <p>14ページをご覧ください。場所は大字〇〇〇字〇〇地内の農地になります。</p> <p>次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>受人は申請地となりの実家に両親と妻、子供4人の8人で暮らしています。両親から独立して生活を考え、自己用住宅の建築を計画したとのこと。</p> <p>道路接続については、申請地南側に4mの町道があり、そこから水道と排水を接続するとのこと。</p> <p>建物は新築1棟1階建てで建築面積は108.48㎡の予定です。</p> <p>11ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p> <p>議長 5条の番号2を審議いたします。3番委員より補足説明をお願いします。</p> <p>3番委員 現地確認をいたしました。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いたします。</p> <p>議長 次に、推進委員東兎玉1番より、意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>推進委員 東兎玉1番 現地確認をいたしました。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
--	---

<p>議長</p>	<p>次に、その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手を求めます。意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。</p> <p>他に農業委員の方で質問はありましたら挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号2について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>続いて、5条の番号3について事務局より説明をお願いします</p>
<p>事務局</p>	<p>番号3 受人 ○○○○市○○町△番地△△ ○○○○○○○△△△ ○○○ ○○ 渡人 大字○○△△△番地 ○○○ 土地の所在 大字○○字○○△△ △番△ 畑 1筆 349㎡ 自己用住宅 権利内容 使用貸借権 許可日から 20年間 申請内容 職業 会社員 新設 1棟 81.75㎡ 1階建て 取得状況 平成30年8月1日 売買 仮登記 抵当権 無 位置 第3種農 地 農用地区域外 宅地から5m 松久駅から300m以内になるため3種農 地と思われます。</p> <p>16ページをご覧ください。場所は大字○○字○○地内の農地になります。</p> <p>次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>受人は東京都にある借家に夫婦二人で住んでいるとのことです。</p> <p>仕事の都合で転勤を繰り返していたが、仕事が落ち着いた今のタイミングで住み慣れた実家の近くに家を建てようと考えたとのことです。</p> <p>すでに両親は他界しているが、実家には弟夫婦おりお互い支えあって暮らしていけると思い計画したとのことです。</p> <p>道路接続については、申請地南に5.4mの町道があり、道路から水道、道路側溝に排水を接続するとのことです。</p> <p>建物は新築1棟1階建てで建築面積は81.75㎡の予定です。</p>

	<p>1 1 ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>5条の番号3を審議いたします。9番委員より補足説明をお願いします。</p>
9番委員	<p>先日現地確認をしました。問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>次に、推進委員松久4番より、意見がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員 松久4番	<p>先日現地確認をしました。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>次に、その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手を求めます。意見がないようですから、次に移ります。</p>
	<p>次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。7番委員</p>
7番委員	<p>渡人と受人の関係は何ですか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>渡人と受人の関係ですが、受人は渡人の夫の兄とのことです。</p>
議 長	<p>他に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。</p>
	<p>質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号3について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p>

	<p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>続いて、5条の番号4について事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 受人 大字〇〇△△△△番地△ 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇〇 土地の所在 大字〇〇〇字〇〇〇〇 △△△番△ 畑 1筆 290㎡ 一時転用 資材置場 賃貸借権 許可日から令和5年3月31日まで 職業 建設業 公共工事に伴う仮資材・重機置場 平成7年8月22日 相続 仮登記 抵当権 無 位置 第2種農地 農用地 宅地に接続 計画変更の1で説明させていただきましたが、一時転用期間を令和5年3月31日まで延長することに関しての許可申請となります。 11ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p> <p>議長 5条の番号4を審議いたします。6番委員より補足説明をお願いします。</p> <p>6番委員 今回の申請は工事のための資材置き場とのことですので問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。</p> <p>議長 次に、推進委員大沢2番より、意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>推進委員 大沢2番 一時転用の公共工事の場合は、万が一、会社が倒産してしまった時のことを考え、事業主が申請した方がいいと私は思います。</p> <p>議長 他に推進委員から意見がありましたら挙手を求めます。なければ次に農業委員から質問がありましたら挙手を求めます。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号4について、許可と</p>
--	---

	<p>思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p> <p>事務局長 農地法第5条の番号1から番号4の案件につきましては許可と議決されました。</p> <p>議 長 第4号議案 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 農業委員会法では毎年度、各農業委員会は第4号議案で審議いただく「活動計画」を定め、計画通り実施できたか「点検・評価」を行いホームページ等で公表することになっています。</p> <p>そこで、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてまとめたので説明させていただきます。</p> <p>19ページをご覧ください。まず令和4年3月31日現在の農業委員会の状況です。</p> <p>1は、農業の概要になります。面積関係、農家数、農業者数、認定農業者などの経営数が記載されています。</p> <p>2は、農業委員会の現在の体制になります。</p> <p>続いて右ページが、担い手への農地の利用集積・集約化になります。1に令和3年3月時点での現状と課題、2に昨年目標とした集積目標とそれに対する実績、3に目標達成に向けた活動、4に目標及び活動に対する評価が記載されています。</p> <p>次ページをご覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進になります。</p> <p>1に令和2年3月までの現状及び課題、2に令和3年度の目標と実績、3に目標の達成に向けた活動、4に目標及び活動に対する評価が記載されています。</p> <p>右ページが遊休農地に関する措置に関する評価となります。1に令和3年3月時点での現状及び課題、2に令和3年度の目標及び実績、3に目標の達成に向けた活動、4に目標及び活動に対する評価が記載されております。</p>
--	--

	<p>次ページをご覧ください。違反転用への適正な対応になります。1に令和3年3月時点での現状及び課題、2に令和3年度の実績、3に活動計画・実績及び評価が記載されています。</p> <p>右側が、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検になります。1に農地法3条に基づく許可事務、2に農地転用に関する事務。</p> <p>次ページをご覧ください。3に農地所有適格法人からの報告への対応、4に情報の提供等について記載されています。</p> <p>続いて右側をご覧ください。地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、事務の実施状況の公表等となっております。</p> <p>以上が第4号議案になります。よろしく申し上げます。</p> <p>議 長</p> <p>次に、推進委員の方で意見はある方は挙手を求めます。意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。</p> <p>令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、賛成と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、決定します。</p> <p>第5号議案 農用地利用集積計画(案)による利用権の決定を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>農用地利用集積計画について説明させていただきます。本議案にて、町から提出された農用地利用集積計画の決定の可否を審議させていただきます。集積計画が決定となった場合は、町の方で公告をすることにより、権利の移動が生じることになります。</p>
--	---

それでは、議案書24ページを説明させていただきます。こちらは利用集積計画の概要表になります。

利用権の期間及び種類 令和4年から令和5年の1年・賃貸借 面積 田2, 875㎡、計2, 875㎡ 貸手2 借手2 筆数2 借賃 一反あたり5, 000円～6, 100円。

続きまして、利用権の期間及び種類 令和4年から令和5年の1年・使用貸借 面積 田3, 946㎡ 計3, 946㎡ 貸手1 借手1 筆数2。

続きまして、利用権の期間及び種類 令和4年から令和6年の2年・賃貸借 面積 田3, 614㎡、計3, 614㎡ 貸手1 借手1 筆数3 借賃 一反あたり6, 500円。

続きまして、利用権の期間及び種類 令和4年から令和7年の3年・賃貸借 面積 田56, 780㎡ 畑9, 365㎡、計66, 145㎡ 貸手23 借手10 筆数52 借賃 一反当たり3, 000円～5, 000円、米30kg～120kg。

続きまして、利用権の期間及び種類 令和4年から令和7年の3年・使用貸借 面積 田6, 434㎡ 畑 7, 640㎡ 計14, 074㎡ 貸手6 借手4 筆数11。

続きまして、利用権の期間及び種類 令和4年から令和9年の5年・賃貸借 面積 田26, 619㎡ 計26, 169㎡ 貸手10 借手6 筆数14 借賃 一反当たり3, 000円～10, 500円、米30kg～60kg。

続きまして、利用権の期間及び種類 令和4年から令和9年の5年・使用貸借 面積 田13, 509㎡ 畑18, 125㎡ 計31, 634㎡ 貸手8 借手5 筆数29。

続きまして、利用権の期間及び種類 令和4年から令和10年の6年・賃貸借 面積 田11, 072㎡ 畑2, 266㎡ 計13, 338㎡ 貸手7 借手4 筆数9 借賃 一反当たり10, 000円、米30kg～60kg。

続きまして、利用権の期間及び種類 令和4年から令和10年の6年・使用貸借 面積 田2, 214㎡ 計2, 214㎡ 貸手1 借手1 筆数3。

続きまして、利用権の期間及び種類 令和4年から令和14年の10年・賃貸

	<p>借 面積 田15,813㎡ 畑1,529㎡ 計17,342㎡ 貸手6 借手4 筆数10 借賃 一反当たり2,500円～13,000円、米30kg～135kg。</p> <p>続きまして、利用権の期間及び種類 令和4年から令和14年の10年・使用貸借 面積 田16,538㎡ 畑18,579㎡ 計35,117㎡ 貸手9 借手8 筆数31。</p> <p>合計面積 田 159,414㎡ 畑57,504㎡ 合計216,918㎡うち再設定は141,940㎡ 貸手74 借手46 筆数166 内再設定118でございます。</p> <p>議案書25ページの中の番号1から26ページ番号47までが新規の分、26ページ番号48から30ページ番号166、最後までが再設定の分となっております。以上、第5号議案になります。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	次に、推進委員の方で意見はある方は挙手を求めます。大沢2番
推進委員 大沢2番	町のブルーベリーやみかん畑は樹園地に含まれないのですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	町の果樹を行っている農地については、すべて畑の中に含まれております。
議 長	他に、推進委員の方で意見はある方は挙手を求めます。質問がないようですから、次に移ります。
5番委員	次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。5番委員。 賃料ですが、人によって金額等に差があるようですがなぜですか。

議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	賃料は当事者間の話し合いで決めていただき申請が上がってきておりますので金額等に差があります。
議 長	他に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。1番委員。
1番委員	〇〇さんは何人で耕作して、何を作っているのですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	男2人、女3人で農作業を行っているとのことでございます。またレタス、白菜と作っているとのことでございます。
議 長	他に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。
	農用地利用集積計画（案）による利用権の決定について、賛成と思われる農業委員の方の挙手を求めます。
	（農業委員全員挙手）
	賛成全員につき、決定します。
	議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理にお願いいたします。
会長代理	本日も意見がたくさん出て、よい会議になったと思います。次回もよろしくお願

いたします。ありがとうございました。以上をもちまして、第5回の農業委員会総会を終了します。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年5月25日

議 長

署名委員

署名委員